

## 経営力強化保証

認定支援機関等の支援を受け、経営改善に取り組む方に

対象者	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者																				
保証限度額	2億8,000万円以内（組合の場合は4億8,000万円以内）																				
保証割合	80%（責任共有対象） ただし、責任共有対象外である保証付の既往融資金を本制度により同額以内で借り換える場合は、100%（責任共有対象外）																				
保証料率	責任共有保証料率 <b>①～⑧区分について1区分低い料率を適用しています！</b>																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率%</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> <td>0.45</td> </tr> </tbody> </table>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	年率%	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨											
	年率%	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45											
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>会計参与設置会社による割引</td> <td>○</td> <td colspan="4">有担保割引</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	会計参与設置会社による割引	○	有担保割引				○														
会計参与設置会社による割引	○	有担保割引				○															
責任共有外保証料率 <b>①～⑧区分について1区分低い料率を適用しています！</b>																					
保証料率	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年率%</td> <td>2.00</td> <td>1.80</td> <td>1.60</td> <td>1.35</td> <td>1.10</td> <td>0.90</td> <td>0.70</td> <td>0.50</td> <td>0.50</td> </tr> </tbody> </table>	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	年率%	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50
	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨											
	年率%	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50											
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>会計参与設置会社による割引</td> <td>○</td> <td colspan="4">有担保割引</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	会計参与設置会社による割引	○	有担保割引				○													
会計参与設置会社による割引	○	有担保割引				○															
資金使途	事業資金（事業計画の実施に必要な資金）																				
保証期間	（1）一括返済 1年以内 （2）分割返済 運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 ただし、本制度により保証付の既往融資金を借り換える場合は、10年以内																				
返済方法	分割返済または一括返済																				
担保	必要に応じて要する																				
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要																				
添付書類	信用保証協会所定の申込資料の他、以下の書類が必要 ・「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ・事業計画書（申込人が策定したもの） ・認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面（事業計画書に記載されている場合は不要）																				
その他	・貸借対照表を作成していない等により、信用保証協会が保証料率の判定ができない場合は、通常の保証料率が適用されます。 ・特別な理由なく金融機関に対する四半期ごとの報告を怠った場合、通常の保証料率が適用され、差額保証料を追加でお支払いいただく場合があります。																				

### ◇認定経営革新等支援機関

中小企業等経営強化法第21条2項の規定に基づき主務大臣の認定を受けた税理士・金融機関等の専門家です。

### ◇期中における取扱い

中小企業等	・ 四半期に1回、金融機関に対して、計画の実行状況を報告。
金融機関	・ 年1回、信用保証協会に対して、中小企業等の計画の実行状況とともに、金融機関と認定経営革新等支援機関の経営支援状況を報告。 ・ 中小企業等の計画の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、計画の修正指導、助言、追加的な経営支援を行う。

### ◇イメージ図

